

岩手県告示第237号

武道館条例（昭和61年岩手県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、岩手県営武道館の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1又は表2に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、表1又は表2に掲げる額に表3に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合にあっては、表4に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

平成24年4月1日

表1 アマチュアスポーツに使用する場合の施設の利用料金

区分		貸切使用												区分使用	個人使用		
		土曜日及び休日						その他の日						1区分ごとに	1人4時間までごとに 普通回数使用（1回につき） 回数使用（6回につき）		
		入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合						
		8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで				
大道場	小学校児童、生徒及び学生	円 800	円 1,000	円 1,660	円 1,590	円 2,000	円 3,320	円 670	円 830	円 1,390	円 1,330	円 1,660	円 2,770	貸切使用の場合の利用料金	円 110	円 550	
	一般	1,590	2,000	3,320	3,180	3,990	6,640	1,330	1,660	2,770	2,650	3,320	5,530		260	1,300	
柔道場及び剣道場	小学校児童、生徒及び学生	400	500	830	800	1,000	1,660	340	420	700	670	830	1,390	の額の50パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	110	550	
	一般	800	1,000	1,660	1,590	2,000	3,320	670	830	1,390	1,330	1,660	2,770		260	1,300	
弓道場	近的場	小学校児童、生徒及び学生	430	430	860	860	860	1,720	360	360	720	720	720	1,430	は、これを切り捨てた額	110	550
		一般	860	860	1,720	1,720	1,720	3,440	720	720	1,430	1,430	1,430	2,860		260	1,300
	遠的場	小学校児童、生徒	220	220	430	430	430	860	180	180	360	360	360	720		110	550

	及び 学生																
	一般	430	430	860	860	860	1,720	360	360	720	720	720	1,430			260	1,300
相撲場	小学校児童、生徒及び学生	180	180	360	360	360	720	150	150	300	300	300	600			110	550
	一般	360	360	720	710	710	1,430	300	300	600	590	590	1,190			260	1,300

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 アマチュアスポーツ以外の催しに使用する場合の施設の利用料金

区 分	貸切使用												区分使用	
	土曜日及び休日						その他の日							
	入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合				
	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで		
大道場	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	1区分ごとに 貸切使用の場合の利用料金の額の50パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	
柔道場及び剣道場	7,950	12,440	16,600	23,830	37,330	49,790	6,620	10,370	13,830	19,860	31,110	41,490		
弓道場	近的場	4,290	5,370	8,590	17,140	21,460	34,340	3,570	4,470	7,160	14,280	17,880		28,620
	遠的場	2,150	2,690	4,300	8,570	10,730	17,170	1,790	2,240	3,580	7,140	8,940		14,310
相撲場	1,780	2,150	3,580	7,130	8,590	14,300	1,490	1,790	2,980	5,940	7,160	11,920		

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から

21時までの区分の利用料金の額の時間割計算による額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表3 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位		利用料金	
				アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催しに使用する 場合
第1会議室		1時間までごとに		円 500	円 1,150
第2会議室		1時間までごとに		200	480
第3会議室		1時間までごとに		190	460
第4会議室		1時間までごとに		190	460
ステージ		1時間までごとに		220	680
トレーニング室	生徒及び学生	1人につき	普通使用（1回につき）	150	650
			回数使用（6回につき）	750	
	一般	1人につき	普通使用（1回につき）	300	650
			回数使用（6回につき）	1,500	
放送設備（アリーナ）		1式1時間までごとに		220	520
放送設備（その他）		1式1時間までごとに		190	460
電光得点盤		1式1時間までごとに		260	520
電光掲示板		1式1時間までごとに		200	400
ピアノ		1台1時間までごとに		420	840
机		1台5時間までごとに		30	60
いす（1人用）		1脚5時間までごとに		20	40
防具		1組1人1回ごとに		110	
バレーボール用具		1式1時間までごとに		30	60
テニス用具		1式1時間までごとに		40	80
ハンドボール用具		1式1時間までごとに		40	80
バドミントン用具		1式1時間までごとに		30	60
卓球用具		1式1時間までごとに		60	120
レスリングマット		1式1時間までごとに		150	300
テント		1張1日までごとに			円 310
ロッカー		1回につき			100
シャワー		1回につき			100
電気料及び暖房料		電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額			

表4 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに160円

備考 幼児に係る利用料金は、無料とする。